

第2回江南市水道事業経営審議会 会議録（概要）

会議名：第2回江南市水道事業経営審議会

開催日時：令和元年8月21日（水） 午後2時から午後3時40分

場所：江南市役所 大会議室

委員：出席委員7名

尾関 昭 （市議会議員）

宮地 友治 （市議会議員）

小川 隆史 （団体代表）

樋口 隆久 （団体代表）

横山 幸司 （学識経験者）

奥村 真也 （学識経験者）

鹿島 クミ子（公募委員）

事務局：古田（水道部長兼水道課長）

酒匂（水道課主幹）

加藤（水道課工務グループリーダー）

安田（水道課配水・維持グループリーダー）

磯部（水道課経営・業務グループリーダー）

三輪（水道課経営・業務グループ）

吉田（水道課経営・業務グループ）

経営戦略策定支援受託業者 2人

傍聴人数：0人

資料1 江南市水道事業経営戦略【概要版】（案）

及び江南市水道事業経営戦略（案）

資料2 令和元年度江南市水道事業予算書及び予算説明書（抜粋）

資料3 平成30年度江南市水道事業会計決算書及び事業報告書（案）

1. 開会

委員交代による自己紹介

2. 議題

(1) 経営戦略について

○事務局：資料1について説明

○委員：『江南市水道事業経営戦略（案）』に関するパブリックコメントの結果について』のNO.4（●投資目標について）の市の考え方で、「常時取水していない予備水源」とは具体的にどんなものか。

○事務局：簡易水道組合から引き継いだ使用中の水源のうち、常時利用しない水源となる水源を予備水源といい、最低限の維持管理をしていくもの。

○会長：今まであまり予備水源という言葉は出ていないが、（経営戦略の）用語集にも掲載がある。

○委員：No.13（●水道料金の値下げについて）の市の考え方の中で、下から2行目「更なる公民連携等を実施せず・・・」と書いてあるが、質問に対しての、公民連携というのは何か。

○事務局：審議会からの答申や、No.10（●公民連携について）にて説明をしているため、記載したもの。既に、料金取扱業務を下水道使用料と合わせて民間の業者に委託しているため、「更なる」という表現とした。

○会長：気付いた点があれば、後からでも良いので、発言をお願いします。

(2) 令和元年度当初予算について

○事務局：資料2について説明

○会長：P.25 資本的収入の「負担金」が、昨年と比べ大幅に減っているがなぜか。

○事務局：下水道工事の布設替工事の減少に伴うもの。

○会長：「政策的事業」、「戦略プロジェクト」とは何か。

○事務局：第6次江南市総合計画の掲載されている事業のこと。

○委員：P.6 中段「2雑収益」の1番下「量水器亡失等補償金」とは何か。

○事務局：解体工事等で、市の水道メーターを紛失した場合の補償金で、年に数件届け出があるが、予算上は千円の計上としている。

○委員：新築の際の量水器の口径区分に応じた収入は何だったか。預り金となるか。

○事務局：P.25、26 下段「水道施設分担金」で、6千万円分計上している。実績は、平成30年度税込94,132,800円、平成29年度82,533,600円。資本的収入は、資本的支出である建設改良費等に充てているため、預り金とはならない。

○委員：建設改良費とは何か。

○事務局：資本的支出であり、管路や建物の更新費用等である。

- 委員：P.5 上段「1 給水収益」が前年度よりマイナスとなっているが何故か。
- 事務局：平成 30 年度は、大口の使用者である企業の使用水量が大幅に下落し、全体の給水収益も減少した。（予算額は）事業用給水量の減少や、節水機器の普及等による水需要の低下を予測し算出した額。企業によっては、水道料金を支払うより、井戸を掘り地下水を利用する方がコスト削減につながるという話もある。
- 委員：企業で自ら井戸を掘る場合、制限は無いのか。
- 事務局：飲料水ではなく工業用水として使う場合は、工業用水法で（揚水の）規制がされる。
- 委員：大口使用者の企業に対して、水道を使用するように交渉をしているか。
- 事務局：訪問し、取水の計画などを確認している。既に自社で井戸を持つ企業で聞いた話では、地下水を膜処理して飲料用としているが、その運転費用は 10 円/m³程とのこと。水道事業が、10 円/m³以下で水道を供給することは難しい。
- 委員：P.27 資本的支出のうち、建設改良費が前年と比べて約 3,800 万円減少し、そのうち事務費は約 3,100 万円増え、水道建設改良費が約 7,000 万円減額しているが何故か。
- 事務局：事務費の増額は、主に基幹管路更新工事測量設計委託で 2,611 万 4,000 円であり、2 年毎に委託をするため前年度比較で皆増となっている。水道建設改良費は、昨年度に比べ、基幹管路更新工事に伴う下般若配水場内工事約 1,200 万円、公共下水道事業に伴う配水管布設替工事約 5,700 万円の減額によるものである。

(3) 平成 30 年度決算（案）について

- 事務局：資料 2 について説明
- 委員：P.14 貸借対照表の下段に、流動資産の未収金約 2 億 8,000 万とあるが、損益計算書による営業収益 12 億円の収入に対し、未収金 2 億 8,000 万円は、多すぎると思うが。
- 事務局：水道料金は、市内を 2 つの地区に分け、2 か月に 1 回徴収しているが、調定 2 地区の 6 期分の全てが納期未到来で、調定 1 地区の 6 期についても口座振替分がすべて未収金となる。未収金のうち約 2 億円分が水道料金である。
- 委員：・P.52、53 有形固定資産の上段、土地の期末残高が約 2 億 4,000 万円となっているが、所有者が江南市のうち水道事業に使っている分の土地の評価額ということか。
・建設仮勘定は、具体的に何か。
- 事務局：・登記簿上の所有者が、江南市水道事業か江南市かは不明だが、そのうち

水道事業で使っている土地の評価額である。

・建設仮勘定は、基幹管路更新工事や、(上奈良)水源の更新工事にかかる計画や設計の費用を計上している。計画や設計が完了した時点で、その工事が完了していない場合は、一旦、建設仮勘定とし、工事が完了した年度で固定資産に振り替える処理を行っている。

○委員：P. 14、15 貸借対照表の長期前受金約 57 億円、長期前受金収益化累計額△約 24 億円は何か。

○事務局：国庫補助金、県補助金、分担金等については、一旦、長期前受金に計上し、その資産が減価償却する際に、その減価償却費相当額を長期前受金戻入に計上し、その累計が長期前受金収益累計額となる。

(4) 料金改定について

○事務局：経営戦略に示した水道料金表は、江南市水道事業給水条例の条例改正（案）として、9月議会に上程する。施行日は令和2年4月1日であるが、令和2年4月1日前から継続して供給している水道の使用で、同日前までの使用水量に係る料金が含まれる場合は、旧料金を適用するという経過措置を設けている。具体的には、令和2年6月検針分より、新料金を適用となる。議決の折には、広報誌「江南の水道」、市のホームページ、広報こうなん、検針票等での案内を実施する予定。

○委員：議題1について、パブリックコメントが3名、16件は少ないのでは。どのように情報を発信し、意見が集めたか。市民の方が関心を持って捉えられるような発信の仕方だったか。

○事務局：パブリックコメントは、事前に、広報こうなん、市ホームページにて周知を図った上で、市ホームページでの掲載の他、市役所、布袋支所、草井支所、宮田支所、水道課に冊子を用意し実施した。結果3件というのは、他の計画と比べると多いか少ないか判断は難しいところであるが、今後の料金改定が決定した場合には、さらに広報活動も充実されたい。

○会長：実際、パブリックコメントについての反応は少ない。0件という場合もある。市は、広報誌、ホームページが、主な手段となるので、責任は全うしていると思う。

○委員：(料金改定は)市民生活に密接に関係するので、今後のPRはどうか。

○事務局：議決の折には、十分周知の方はしていきたいと思う。

3. その他

今後の予定について

4. 閉会